

4 手当を受けるときの手続き

手当を受けるには、こども課又は各支所の窓口に、必要書類を添えて請求手続きを行って下さい。その後、市長の認定を受けることにより、手当が支給されます。

5 手当を受けている方の届出の義務

手当を受けている方は、次のような場合に、各種届出をする必要があります。もし、届出が遅れたり、届出をしなかった場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただくことになったりしますので、必ず提出して下さい。

現況届	手当が支給されているか、停止されているかを問わず、全ての受給者は、毎年8月1日から8月31日までの間に住所地の市町村に提出することになっています。なお、この届を出さないと、その年の8月以降の手当を受けることができません。また、2年間この届を提出しないと、受給資格がなくなります。
額改定届・請求書	対象児童の数に増減があったとき
資格喪失届	受給資格がなくなったとき（次項の注意事項をご覧ください）
氏名変更届 住所変更届	氏名や住所を変更したとき（市外に転出するときは、転出前にも届出をしてください）
児童扶養手当 一部支給停止適用 除外事由届出書	手当の受給開始から5年を経過する等の要件に該当する方で一部支給停止適用除外事由（就業や求職活動をしている等）に該当するとき
その他の届	振込口座の変更、証書の亡失、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居または別居したとき、公的年金を受給できるようになった、またはできなくなったとき、公的年金の支給額に変更があったときなど

ご注意を！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。

届出をしないまま手当を受けていると、その期間の手当を全額返還していただくことになりますのでご注意ください。

- ① 手当を受けている父（母）が婚姻したとき（内縁関係、男性（女性）との同居なども同じです。）
- ② 対象児童を養育、監護しなくなったとき（児童の施設入所・里親委託・婚姻を含みます。）
- ③ 児童を遺棄していた父（母）が帰ってきたとき（安否を気遣う電話・手紙など連絡があった場合を含みます。）
- ④ 児童が父（母）と生計を同じくするようになったとき（父（母）の拘禁が解除された場合を含みます。）
- ⑤ その他受給要件に該当しなくなったとき（死亡、国内に住所がなくなったときなど）

★平成26年12月から公的年金を受給（子どもが年金の加算対象になったときを含みます）していても差額分の手当を受給できるようになりました。

ただし、国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受けることができるようになったとき、または受けることができなくなったとき、または年金額に変更があった場合は、届出が必要です。

★手当証書

証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。

★罰 則

偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

請求の手続きやこの制度の仕組みなど、詳しくは下記または最寄りの各支所におたずねください。

〒649-6492

紀の川市西大井338番地

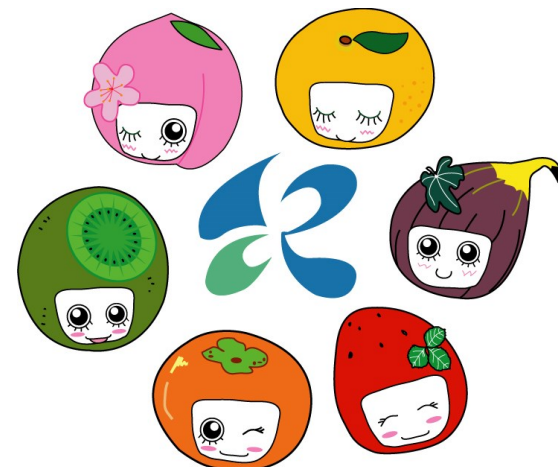
紀の川市役所福祉部 こども課

電話 0736-77-0863 FAX 0736-79-3926

E-mail: k070400-001@city.kinokawa.lg.jp

平成31年度

児童扶養手当の しおり



児童扶養手当とは、父母の離婚・死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度で、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。


紀の川市

1 児童扶養手当を受けられることができる方

次のような児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害のある者）を監護している母または父、父母にかわって養育している方

- ①離婚・・・父母が婚姻を解消した児童
- ②死亡・・・父（母）が死亡した児童
- ③障害・・・父（母）一定の障害にある児童
- ④生死不明・・・父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤遺棄（※）・・・父（母）が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥拘禁・・・父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦未婚の女子・・・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧保護命令・・・父（母）がDV防止法による保護命令を受けた児童
- ⑨その他・・・父母ともに不明である児童（孤児など）

（※）遺棄とは、父（母）が児童と同居しないで、日常生活における児童の衣食住などの面倒も含め監護義務を全く放棄している状態をいいます。父（母）が単身赴任や入院等のため別居している場合、また、仕送りがある場合や一度でも子供の安否を気遣う電話や手紙があるときは、監護意思があると考えられ、遺棄には該当しません。

ただし、次のような場合には、手当は支給されません。

- ① 児童や父（母）などが日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- ③ 父（母）が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある時を含む）
- ④ 請求者が母の場合、児童が父と生計を同じくしているとき（父障害該当の場合を除く）
請求者が父の場合、児童が母と生計を同じくしているとき（母障害該当の場合を除く）

2 手当支給の所得による制限について

手当の額は、請求者・生計同一の扶養義務者（※）等の所得による制限があります。所得が下表の額以上の方は、平成30年8月から平成31年10月までの手当が一部または全部が支給停止になります。平成31年11月以降は、その年の11月から翌年の10月までとなります。

所得制限限度額表（平成30年8月～平成31年10月分の手当）			
扶養親族等の数	平成30年度（平成29年分）所得		
	請求者（本人）		配偶者扶養義務者※ 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下 380,000円 ずつ加算	以下 380,000円 ずつ加算	以下 380,000円 ずつ加算
所得制限加算額	○老人控除対象配偶者・老人扶養親族（満70歳以上の扶養親族） 1人につき・・・10万円 ○特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の扶養親族） 1人につき・・・15万円		○老人扶養親族（扶養親族等が全て老人扶養親族の場合は、1人を除く） 1人につき・・・6万円

※ 請求者の民法第877条第1項に規定する扶養義務者（請求者の父母、祖父母、兄弟姉妹、子等）

■所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額等）＋（※1）養育費（年間）の8割相当額－80,000円（社会保険料相当額）－下記の諸控除

諸控除の額	一般寡婦（夫）控除（※2）		特別寡婦控除（※2）	
	障害者控除	270,000円	特別障害者控除	400,000円
	勤労学生控除	270,000円	配偶者特別控除、医療費控除等 地方税法で控除された額	

※1 養育費とは、請求者が母である場合には母又は児童がその児童の父から、請求者は父である場合にはその児童の母から、扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等です。

※2 請求者が母の場合は（特別）寡婦控除（みなし適用を含む）は控除しません。請求者が父の場合は寡夫控除（みなし適用を含む）は控除しません。

3 手当の額と支払日

手当は、市長の認定を受けると、請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

■手当額（平成31年4月分～）

月額	全部支給	一部支給
1人目	42,910円	42,900円～10,120円
2人目	10,140円	10,130円～5,070円
3人目以降	6,080円	6,070円～3,040円

（H31.4.1改正）
10円未満四捨五入

◎一部支給額の計算方法

第1子 手当額＝42,900円－（所得額－所得制限限度額）×0.0229231
第2子 手当額＝10,130円－（所得額－所得制限限度額）×0.0035385
第3子以降 手当額＝6,070円－（所得額－所得制限限度額）×0.0021189

■支給日

※支払日が、土、日、祝日のときは、繰り上げて支給されます。

4月11日 (12月～3月分)	8月11日 (4月～7月分)	11月11日 (8月～10月分)
1月11日 (11月～12月分)	3月11日 (1月～2月分)	

※平成31年11月から支給月が変わります。

平成31年11月のみ8月～10月分を3ヶ月分を支給、以降は奇数月にそれぞれの前2ヶ月分を支給。

■平成20年4月1日以降の児童扶養手当について

受給資格者（母または父）に対する児童扶養手当は、下記に該当した場合1/2減額されることになっていますが、平成20年4月1日から、就業や求職活動している方、障害や疾病等により就業困難な方等については、必要書類を提出いただければ、従来どおり手当を全部受給できることになりました。

- 支給開始月の初日から5年を経過したとき。
 - 支給要件に該当するに至った月の初日から7年を経過したとき。
- *ただし、認定請求日において3歳未満の児童を監護する受給資格者は、当該児童が3歳に達した月の翌月の初日から5年を経過したとき。